

**2019 年度派遣事業（2020 年派遣）国際交流基金アジアセンター**  
**“日本語パートナーズ”派遣事業**  
**大学推薦プログラム募集要項**  
**【東京外国語大学】**

**1. 趣旨**

2013 年 12 月に東京で開催された日・ASEAN 特別首脳会議において、日本政府は ASEAN を中心とするアジアとの文化交流を進めるための新しいアジア文化交流政策「文化の WA（和・環・輪）プロジェクト～知り合うアジア～」を表明しました。このプロジェクトを担うため、国際交流基金は 2014 年 4 月にアジアセンターを設け、芸術・文化の双方向交流と日本語学習支援を二本柱として事業を展開しています。

“日本語パートナーズ”派遣事業は、日本語教育支援の中核事業として幅広い世代の人材をアジアの中等・高等教育機関等に派遣し、現地日本語教師と日本語学習者のパートナーとして、授業のアシスタントや会話の相手役といった活動をするとともに、教室内外での日本語・日本文化紹介活動等を行い、アジアの日本語教育を支援します。同時に、“日本語パートナーズ”自身も現地の言語や文化についての学びを深め、アジアと日本の架け橋となることを目標とします。

**2. 大学推薦プログラムについて**

国際交流基金と協定を締結した大学等（以下、「協定校」という）が“日本語パートナーズ”として特に適性のある学生を推薦するプログラムです。学内選考を通過した学生は各協定校から「推薦状」を交付され、被推薦者として基金の選考に応募することができます。

**3. 求める人材・適性**

“日本語パートナーズ”は、留学や海外旅行とは異なり、現地日本語教師や学習者のパートナーとして活動します。派遣先の方々と協力しながら活動を行うことが求められるとともに、“日本語パートナーズ”として公的な活動を行うために派遣されていることを十分にわきまえ、自覚と責任をもって行動できることが非常に大切です。

また、言葉はもちろん、宗教や習慣等も異なる生活環境では、お互いの考え方の相違や困難に直面することもあります。現地の生活や行動様式、文化を学ぼうとする好奇心に加え、謙虚な姿勢かつ前向きに問題解決に取り組める人物が望ましいと考えています。

- (1) 留学や海外旅行と異なり、公的な活動を行う立場であることを十分にわきまえている
- (2) 派遣先国への関心および基本的な知識を有している
- (3) アジアの人たちとの交流・コミュニケーションに情熱をもっている
- (4) 現地の先生のサポート役として活動ができる
- (5) 厳しい環境の中でも生活できるバイタリティ・柔軟性・チャレンジ精神がある
- (6) 自助努力の精神、自覚と責任を持ち行動できる
- (7) アジアの社会、文化を学ぼうとする好奇心と謙虚さがある

#### 4. “日本語パートナーズ”の義務と派遣条件

“日本語パートナーズ”は、以下の義務と派遣条件を守らねばなりません。

- (1) 国際交流基金の定める派遣前研修に全日程参加し、修了すること
- (2) 派遣先国、地域の法令を守ること
- (3) 派遣先機関の規則を守ること
- (4) 派遣期間中は本事業の趣旨に専念し、滞在を他の目的（宗教的あるいは政治的目的等）に利用しないこと
- (5) 派遣期間中は国際交流基金の許可なくして任地を離れないこと
- (6) 派遣期間が終わり次第直ちに帰国し、派遣期間終了後2ヶ月以内に行われる帰国報告会に参加すること
- (7) 期日までに活動報告書を提出すること

#### 5. 活動内容

現地との協議を通じて決定しますが、予定されている主な活動は以下の通りです。

- (1) 現地日本語教師が行う授業への協力
- (2) 授業の教材作成等への協力
- (3) 授業や課外活動における生徒との交流（日本語での会話、文化活動への協力等）
- (4) 派遣先の国際交流基金海外拠点等が実施する日本語教育事業への協力
- (5) その他、現地の要望に応じて、地域における日本語学習支援、日本文化紹介を通じた交流活動等

#### 6. 派遣先・期および派遣期間（予定）

【タイ8期】 2020年5月から2020年12月

【インドネシア14期】 2020年8月から2021年2月

※派遣期間等は派遣先国政府との協議等により今後変更が生じる可能性があります。

#### 7. 推薦人数

【タイ8期】 大学から最大2名

【インドネシア14期】 大学から最大3名

#### 8. 応募要件

以下に掲げる要件をすべて満たしていることが必要です。

- (1) 本事業の趣旨および派遣制度を理解し、日本とアジアの架け橋となる志をもっていること
- (2) 現地の一般的な水準の生活環境（住居、暮らしぶりなど）に対応できること
- (3) 以下の時点で、満20歳から満39歳であること  
（タイ8期：2019年9月30日、インドネシア14期：2019年12月16日）

- (4) 日本国籍を有し、日本語母語話者であること
- (5) 応募時に協定校の学部または大学院に在籍していること
- (6) 日常英会話ができること（英語で最低限の意思疎通が図れる程度）
- (7) 国際交流基金が指定する派遣前研修全日程（合宿形式）に参加できること
- (8) SNS、ウェブサイト等を活用して本事業の広報や活動についての情報発信に協力できること
- (9) 基本的なパソコン操作ができること（Eメールの送受信、簡単な文書や資料の作成など）
- (10) 過去に“日本語パートナーズ”として派遣された経験がないこと

【以下に該当する方は、応募時に各大学の担当窓口へ申し出てください。】

- ◆ 重国籍、または国籍留保の届出をしている方
- ◆ 2019年12月以降も本邦以外の滞在資格、査証をお持ちの方
- ◆ 障害やLGBT等の理由により、応募・選考・派遣前研修および本事業の活動や赴任地での生活に何らかの配慮が必要と思われる方
- ◆ 公用旅券の発給を受けている方、今後受ける予定のある方

## 9. 派遣までのスケジュール

学内説明会	2019年5月8日（水）11:50～12:30 @研究講義棟 115 教室
プレエントリー	2019年5月26日（日）までに、メール送信 メール送信先： <a href="mailto:ryugakushien@tufs.ac.jp">ryugakushien@tufs.ac.jp</a> メールタイトル：日本語パートナーズ大学推薦応募 メール本文に以下の項目を明記すること ①学籍番号、②氏名、③連絡用メールアドレス ④電話番号、⑤応募プログラム（タイ／インドネシア） ⑥面接日の希望等（曜日、時間帯など）
応募書類（応募者）の提出	<b>2019年5月31日（金）16:30まで（厳守！）</b> 以下の書類を留学支援共同利用センターに提出 ・応募用紙（A4、片面印刷） ・在学証明書1通（和文）
学内選考（面接）	2019年6月10日～14日の間で実施（予定） 詳細な日程は別途、応募者にメール等で通知します。
学内選考結果通知（推薦者の決定）	2019年6月17日（月）までに通知
健康診断の受診、推薦状の取り付け	学内選考合格者は速やかに医療機関で健康診断を受診して 「健康診断個人票」を作成してもらうこと。 また、指導教員等に推薦状を作成してもらうこと。
応募書類（推薦者）の提出	<b>2019年7月12日（金）16:30まで（厳守！）</b> 以下の書類を留学支援共同利用センターに提出

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「健康診断個人票」（医療機関が記入、捺印）</li> <li>・「健康自己申告書」（応募者本人が記入）</li> <li>・「推薦状」（指導教員等が記入）</li> </ul>
国際交流基金による選考（面接）	2019年8月6日（火）～8日（木）のいずれかの日時
選考結果通知（内定）	2019年8月16日（金）までに通知（意思確認は一週間以内）
派遣前研修合意書の締結	派遣前研修前に各人に送付
派遣前研修	<p>【タイ8期】（予定）  日程：2020年3月22日（日）～4月18日（土）  場所：国際交流基金日本語国際センター  （埼玉県さいたま市）</p> <p>【インドネシア14期】（予定）  日程：2020年6月21日（日）～7月18日（土）  場所：国際交流基金関西国際センター  （大阪府泉南郡田尻町）</p>
合意書の締結	研修最終日
派遣	<p>【タイ8期】  2020年5月から2020年12月</p> <p>【インドネシア14期】  2020年8月から2021年2月</p>

(1) 学内選考（応募書類、面接）について

<プレントリー>

期限までに、下記の項目を明記して担当部署へメールを送信する。

**送信期限：2019年5月26日（日）**

**メール送信先：**[ryugakushien@tufs.ac.jp](mailto:ryugakushien@tufs.ac.jp)（留学支援共同利用センター）担当：小松

**メールタイトル：**「日本語パートナーズ大学推薦応募」

メール本文に以下の6項目を記載すること。

- ①学籍番号
- ②氏名
- ③連絡用メールアドレス（PCメールのみ、携帯キャリアのアドレス等は不可）
- ④携帯電話番号
- ⑤応募プログラム（タイ8期／インドネシア14期のいずれかを明記）
- ⑥面接日の希望等（対応可能な曜日、時間帯など）※ご希望に添えない可能性もあります。

### <応募書類（応募者）の提出>

下記の2つの書類を提出すること。

①応募用紙 ②在学証明書1通

※応募用紙（タイ8期／インドネシア14期）は下記サイトからダウンロードしてください。

→ [http://www.tufs.ac.jp/student/studyabroad/program/#anc03\\_4](http://www.tufs.ac.jp/student/studyabroad/program/#anc03_4)

#### 【提出期限】

**2019年5月31日（金）16:30** までに留学支援共同利用センターに提出。（郵送可）

### <面接審査>

2019年6月10日～14日の間で個人面接（15分程度）を実施します。（予定）

面接の詳細な日程は、追って、個別に連絡します。

面接結果は、2019年6月17日（月）までにメールで通知します。

### <応募書類（推薦者）の提出>

面接合格者（推薦者）は、以下の書類を手配・作成して期日までに提出すること。

①健康診断個人票 ②健康自己申告書 ③推薦状

#### 【提出期限】

**2019年7月12日（金）16:30** までに留学支援共同利用センターに提出。

#### ①健康診断個人票について

指定様式にしたがい、各自で医療機関を受診すること。検査項目は「海外派遣労働者の健康診断（労働安全衛生規則第45条の2）」の項目を準用しています。

健康診断受診費用は自己負担となります。費用は医療機関により異なりますので、各自で十分に調べたうえで受診してください。（費用はおおむね8千円～1万8千円程度）

※すべての検査項目が漏れなく記載されていることを必ず確認してください。

※大学で実施した健康診断の結果は必要な項目を網羅していないので流用できません。

#### ②健康自己申告書について

ウェブサイトに掲載されている記入例を参考にして応募者本人が記入すること。

#### ③推薦状について

指定様式にしたがい、ゼミの指導教員や語科の教員などに作成を依頼すること。

提出の際は、厳封の必要はありません。

様式、記入例は下記ウェブサイトからダウンロードしてください。

→ [http://www.tufs.ac.jp/student/studyabroad/program/#anc03\\_4](http://www.tufs.ac.jp/student/studyabroad/program/#anc03_4)

**【応募の際の注意事項】**

- ① 応募書類はいずれも A4 サイズ、片面印刷、原本を提出、コピーを不可とします。
- ② 応募用紙の 1~2 ページについて枠内に書き切れない場合には、適宜別紙（A4 用紙 1 枚程度）を作成してください。3~4 ページについては行を増やしたり減らしたりせず、指定範囲内に収まるように作成してください
- ③ 戸籍上の氏名を記入してください。（ただし、お送りする書類は常用漢字にさせていただく場合があります。）
- ④ 提出書類一式は返却しませんので、必ず応募者本人の控えとしてコピーを手元に残しておいてください。
- ⑤ 提出書類作成、健康診断の受診費用等はすべて応募者の負担とします
- ⑥ 健康診断個人票および健康自己申告書の記載漏れが散見します。○なども付け忘れないようにしてください。
- ⑦ 推薦状については応募者をよく知る方をお願いしてください。

**※これ以降は応募者と国際交流基金との間で連絡を取ります。**

(2) 国際交流基金による選考（面接）

応募者全員に対して面接を行います。日時と場所については国際交流基金が指定し、7月26日（金）までにメールで連絡します。

ア. 日時 : 2019年8月6日（火）~8日（木）のいずれかの日時（1時間程度）

イ. 場所 : 国際交流基金（東京都新宿区）または大阪市内（会場未定）

※交通費は支給しません。

※日時・場所の指定・変更はできません。

(3) 選考結果通知

合否に関わらず、8月16日（金）までに面接受験者全員にメールおよび文書にて選考結果を通知します。

(4) 内定から赴任まで

ア. 内定通知・合意書締結等

- ① 選考終了後、内定候補者に対して内定通知を行います。その際、「意思確認書」を送付し、内定の受諾または辞退の意思を確認します。（一週間以内にご返送頂きます）
- ② 内定を受諾した場合は、「内定者」となり、様々な渡航手続きを開始します。渡航手続きでは、個人事項証明書（戸籍抄本）や各種書類、証明写真等の提出や派遣にかかる文書のやり取りを行います。

- ③ 渡航手続き期間中に国外にいる場合であっても、基金からの書類送付先は国内に限ります。
- ④ 内定者には、派遣前研修開始までに派遣地や派遣先機関に関する情報を提供します。いずれも国際交流基金及び基金海外拠点等が決定し、内定者が選ぶことはできません。
- ⑤ 派遣先機関によっては、以下の能力・経験等を考慮して配置する場合があります。
  - ・ 現地語ができる方
  - ・ 仕事による駐在経験、もしくは留学による滞在経験がある方
  - ・ 日本語教育の知識や経験がある方

#### イ. 派遣前研修

派遣前研修は、現地の生活、活動に必要な現地語の習得、及び任地事情、現地日本語教師への協力方法などの知識を身につけるためのものです。合宿形式で行い、すべての研修プログラムを修了しなければなりません。

##### 【タイ 8 期】

日程：2020年3月22日（日）～4月18日（土）（予定）

場所：国際交流基金日本語国際センター（埼玉県さいたま市）

##### 【インドネシア 14 期】

日程：2020年6月21日（日）～7月18日（土）（予定）

場所：国際交流基金関西国際センター（大阪府泉南郡田尻町）

※国際交流基金は、研修所までの往復旅費（日本国内の移動のみ）を支給し宿泊施設、食事を提供します（もしくは食費の一部補助額を支給）。当該経費以外の費用については自己負担となります。

#### ウ. 内定から赴任までの留意事項

以下に該当する場合には、内定取消しまたは派遣中止とする場合があります。

- ① 内定から本邦出発日までの間に、病気、怪我及び体調不良等により派遣先での業務が困難と国際交流基金が判断した場合
- ② 派遣前のやり取りや派遣前研修を通じて、派遣先での滞在や活動に対する適性が不十分であると基金が判断した場合
- ③ 応募用紙等、提出書類記載内容に虚偽があった場合

## 10. 派遣の待遇等

国際交流基金の規程に基づき滞在費、往復航空券（ディスカウントエコノミー）、旅費等の支給と住居の提供を行います。

### (1) 滞在費

【タイ 8 期】 月額 120,000 円程度（所得税引後）

【インドネシア 14 期】 月額 120,000 円程度（所得税引後）

※派遣地の物価、生活水準、為替相場等の状況に応じて国際交流基金が定めた額です。

※国際交流基金の規程が改定された場合、滞在費の額が増減することがあります。

※滞在費は源泉徴収の対象になります。

(2) 住居提供

国際交流基金が住居を提供

※“日本語パートナーズ”が手配したり、選択したりすることはできません。

※住居賃料は国際交流基金が負担します。

※光熱費、通信費等は“日本語パートナーズ”が滞在費から支弁することになります。

(3) 往復航空券

日本と任地の往復航空券（ディスカウントエコノミークラス）を支給

(4) 赴帰任の際の日本国内交通費

居住地の最寄りの駅から国際空港までの交通費（順路直行）を支給

(5) 赴帰任の際の支度料等

支度料（赴任時のみ）、移転料等を支給

(6) 業務に必要な教具等

国際交流基金が業務上必要と認める教材、機材は基金が用意し現物支給、もしくは貸与

(7) 外国語研修手当

派遣期間中の外国語研修手当として月額 15,000 円相当の現地通貨に滞在月数をかけた額を上限として実費を支給

(8) 海外旅行保険

国際交流基金が以下の補償内容の海外旅行保険への加入を手配

傷害死亡保険金 最高 5,000 万円

傷害後遺障害保険金 最高 5,000 万円

治療・救援費用保険金 最高 5,000 万円

疾病死亡保険金 最高 3,000 万円

※既往症（出発前にかかったことのある病気・けが）、慢性疾患、むちうち、腰痛、歯科治療、妊娠、出産、早産または流産に起因した疾病にはこの保険は適用されません。派遣期間中に、保険適用外の疾病、傷害で治療が必要となった場合、医療費は被保険者の自己負担となります。

※国際交流基金は保険会社から実際に支払われる補償額を超える措置はできません。

(9) 赴任前の予防接種費用

赴任前に摂取したワクチンの接種費用を一部補助

11. 派遣先国・地域での安全確保および支援体制について

海外で生活するにあたっては、災害や治安悪化等の緊急事態に対する準備と「自分の身は自分で守る」という心構えが必要ですが、派遣中は国際交流基金本部、海外拠点のスタッフ、日本大使館・領事館等が連携を取り、各地に派遣されている“日本語パートナーズ”が任地での活動を安全かつ円滑に進められるように支援します。

なお、応募の際にはあらかじめ外務省海外安全ホームページにおいて現地の安全情報を入手・確認してください。

※外務省海外安全ホームページ：<https://www.anzen.mofa.go.jp/index.html>

12. 事業情報の公開

「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）に基づく開示請求が基金に対してなされた場合には、同法に定める不開示情報を除き、提出された申請書類等は開示されます。

13. 個人情報に関して

(1) 国際交流基金は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 59 号）ほか、各国・地域等の個人情報保護にかかわる法律を遵守し、個人情報を取り扱う際には、適正な収集・利用・管理を行います。国際交流基金の個人情報保護への取組については、国際交流基金ウェブサイト「個人情報保護への取り組み」

(<https://www.jpff.go.jp/j/privacy/>) をご覧ください。

(2) 派遣事業実施のため、“日本語パートナーズ”の氏名、性別、生年月日、自宅住所、略歴、所属機関、派遣前研修期間等に関する情報を、派遣先機関、派遣先の日本大使館、関連各公館及び日本国外務省等関係機関に提供します。

(3) 採否審査のため、提出書類を外部有識者等に提供することがあります。

(4) 提出書類に記入のある連絡先に、他の国際交流基金事業についてご案内をお送りすることがあります。

(5) “日本語パートナーズ”の氏名、性別、所属機関、派遣期間等に関する情報により統計資料を作成し国際交流基金年報、事業実績、ウェブサイト等に掲載するために利用します。

(6) 本事業広報及び事業報告のために、“日本語パートナーズ”の写真、動画等をウェブサイトや SNS 等の媒体に掲載することがあります。

(7) 上記以外の理由で応募時の提出書類にある個人情報を使用することはありません。

14 その他

(1) 基金と“日本語パートナーズ”は、派遣に先立ち合意書を締結し、それに基づき基金は

“日本語パートナーズ”に業務を委嘱します。基金と“日本語パートナーズ”は雇用関係にありません。なお、合意書は2種類あり、内定受諾後に「派遣前研修に関する合意書」を締結し、派遣前研修修了者と「派遣に関する合意書」を締結します。

- (2) 派遣期間の短縮、延長および緊急時を除いて日本への一時帰国はできません。
- (3) 派遣前研修の日程、および派遣期間等については変更になる場合があります。
- (4) 各大学との協定内容や推薦実績等については基金のウェブサイト等で公表することがあります。
- (5) 基金は帰国後の就職斡旋や生活保障の責任は負いません。

## 15. 問い合わせ先

<学内選考に関する問い合わせ>

東京外国語大学 留学支援共同利用センター (担当: 小松)

〒183-8534 東京都府中市朝日町 3-11-1 本部管理棟 1階

電話: 042-330-5113 / FAX: 042-330-5189

Eメール: ryugakushien@tufs.ac.jp

<その他の問い合わせ>

国際交流基金アジアセンター日本語事業第2チーム

〒160-0004 東京都新宿区四谷 4-13-6

電話: 03-5369-6136

Eメール: nihongopartners@jpf.go.jp